

平成26年12月16日現在

商 品 名 (愛 称)	きたしんアグリローン
ご利用いただける方	次のいずれかに該当する個人または法人で、業歴3年以上かつ所得税または法人税の滞納がなく、(株)日本政策金融公庫の引受審査により適当と認められた方。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の許可を得ている認定農業者 ・直近1年間の農業売上高が1,000万円以上の法人 ・直近1年間の農業収入が200万円以上の個人事業者 ・直近1年間の農業売上高が総売上高の50%以上の法人 ・直近1年間の農業所得が総所得の50%以上の個人事業者 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額を合算した金額が、一定金額以上となる場合は、当金庫の会員となっていただきます。
使いみち	・農業の経営に必要な運転・設備資金（負債整理のための借換資金は除く）
融資限度額	・100万円以上5,000万円以内（10万円単位）
利用期間	・1年以上7年以内（うち据置期間1年以内）
融 資 利 率	・固定金利2.0%+補償料率 補償料率とは、(株)日本政策金融公庫のスコアリングにより7段階となります。（年0.6%、0.8%、0.9%、1.0%、1.2%、1.4%、2.0%） ※新長期プライムレートを基準とし、変更が生じた場合は金利変更の検討を行います。
利息の 支払方法	・前払い方式
返済方法及び 返済日	・元金均等分割返済（年2回または年4回返済） 2・8月または5・11月の各25日（年2回返済の場合） 2・5・8・11月の各25日（年4回返済の場合）
連帯保証人 ・担 保	・第三者保証人は原則不要 ただし 法人の場合は代表者または実質経営者 個人の場合は配偶者または後継者 ・担保は原則無担保
信用補完先	・(株)日本政策金融公庫
補償料	・補償料は融資利率に含まれます。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 • 現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問合わせください。

北 群 馬 信 用 金 庫